

別表 1

1 区分	2 種目	3 単価 (税込)	4 対象者	5 性能	6 耐用 年数	7 対象 年齢
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	154,000 円	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ② 難病患者で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	学 齡 児 以 上
	特殊マット	19,600 円	① 知的障害 A2 以上かつ常時介護が必要な者 ② 下肢又は体幹機能障害 1 級かつ常時介護が必要な者 ③ 難病患者で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年	3 歳 以 上
	特殊尿器	67,000 円	① 下肢又は体幹機能障害 1 級かつ常時介護を要する者 ② 難病患者で自力での排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上
	入浴担架	82,400 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上かつ常時介護を要する者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5 年	3 歳 以 上
	体位変換器	15,000 円	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以上かつ常時介護を要する者 ② 難病患者で寝たきりの状態にある者	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上

	移動用リフト	159,000 円	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ② 難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	3 歳以上
	訓練用ベッド	159,200 円	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ② 難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8 年	学齢児以上
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000 円	① 下肢又は体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要とする者 ② 難病患者で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	3 歳以上
	便器	便器 4,450 円 手すり 5,400 円	① 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ② 難病患者で常時介護を要する者	対象者や介護者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる） ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上
	T 字杖、棒状の杖	3,000 円	平衡又は下肢若しくは体幹の機能に障がいがある者	対象者が容易に利用できるもの。 施設利用者も可。	4 年	3 歳以上

移動、移乗支援用具	60,000 円	<p>①平衡又は下肢若しくは体幹の機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする者</p> <p>②難病患者で下肢機能に障がいがある者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8 年	3 歳以上
頭部保護帽	15,200 円	<p>①平衡又は下肢若しくは体幹の機能に障がいがあり、転倒等により頭部を強打するおそれのある者</p> <p>②知的障 A2 以上かつてんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。</p> <p>施設利用者も可。</p>	3 年	
特殊便器	151,200 円	<p>①上肢機能障害 2 級以上の者</p> <p>②知的障害 A2 以上の者</p> <p>③難病患者で上肢機能に障がいがある者</p>	<p>温水温風を出し得るもの。</p> <p>ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8 年	学齢児以上

火災警報器	15,500 円	①身体障害 2 級以上の者 ②知的障害 A2 以上の者 ③精神障がい者保健福祉手帳 1 級の者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年	18 歳以上
自動消火器	28,700 円	①身体障害者手帳 2 級以上の者 ②知的障害 A2 以上の者 ③精神障がい者保健福祉手帳 1 級の者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年	18 歳以上
電磁調理器	41,000 円	①視覚障害 2 級以上の者 ②知的障害 A2 以上の者 (視覚又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの。	6 年	18 歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	視覚障害 2 級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。	10 年	学齢児以上
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円	聴覚障害 2 級の者 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号等を含む。	10 年	18 歳以上

	透析液加温器	51,500 円	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年	3 歳以上
在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	36,000 円	①呼吸器機能障害 3 級以上の者 ②身体障害者手帳 3 級以上で診断書等により必要と認められる者 ③難病患者で診断書等により必要と認められる者	対象者や介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	3 歳以上
	電気式たん吸引器	56,400 円	①呼吸器機能障害 3 級以上の者 ②身体障害者手帳 3 級以上で診断書等により必要と認められる者 ③難病患者で診断書等により必要と認められる者	対象者や介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	3 歳以上
	酸素ボンベ運搬車	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	対象者や介護者が容易に使用し得るもの。	10 年	18 歳以上
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500 円	①呼吸器機能障害 3 級以上の者 ②心臓機能障害 3 級以上の者 ③身体障害者手帳 3 級以上で診断書等により必要と認められる者 ④難病患者で診断書等により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能で、対象者が容易に使用しうるもの。	5 年	3 歳以上

	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000 円	視覚障害 2 級以上の者 (視覚がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上
	視覚障害者用体重計	18,000 円	視覚障害 2 級以上の者 (視覚がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上
	視覚障害者用血圧計	15,000 円	視覚障害 2 級以上の者 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800 円	①音声言語機能障がい者 ②肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいをもつ者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上
	パーソナルコンピュータ*	118,500 円	①上肢機能障害 2 級以上の者 ②言語、上肢機能複合障害 2 級以上の者	対象者が容易に使用できるもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができる) 対象者が属する世帯の世帯員全員が非課税の場合のみ支給可能。	6 年	学 齡 児 以 上

情報・通信支援用具	100,000 円	①視覚障害 2 級以上の者 ②上肢機能障害 2 級以上の者	キーボード、ハードディスク等対象者向けのパーソナルコンピュータに接続する周辺機器及び使い勝手を向上させるプログラム(注3)等のアプリケーションソフト(基本オペレーティングシステムソフトを除く)	6 年	学 齡 児 以 上
点字ディスプレイ	383,500 円	視覚障害 2 級以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6 年	1 8 歳 以 上
点字器	10,400 円	視覚障害 2 級以上の者	点字板	7 年	学 齡 児 以 上
点字タイプライター	63,100 円	視覚障害 2 級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。	5 年	学 齡 児 以 上
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	視覚障害 2 級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識できかつDAIZY方式による録音並びに再生できるもの。 対象者が容易に使用し得るもの。	6 年	学 齡 児 以 上

視覚障害者用活字文書読上げ装置 (視覚障害者用音声・拡大読書器も含む。)	198,000 円	視覚障害 2 級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので対象者が容易に使用し得るもの。 (当該文字情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有し、当該文字情報を簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるものも含む。)	6 年	学 齡 児 以 上
視覚障害者用拡大読書器	198,000 円	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8 年	学 齡 児 以 上
視覚障害者用時計	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	視覚障害 2 級以上の者 音声式は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。	対象者が容易に使用し得るもの。	10 年	1 8 歳 以 上
視覚障害者用情報受信装置	29,000 円	視覚障害 2 級以上の者	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信できるもの。 対象者が容易に使用し得るもの。	6 年	学 齡 児 以 上



聴覚障害者用通信装置	71,000 円	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいのある者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの。	5 年	学 齡 児 以 上
*FAX	35,000 円	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいのある者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの。 対象者が属する世帯の世帯員全員が非課税の場合のみ支給可能。	5 年	学 齡 児 以 上 3 歳 以 上
聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円	聴覚障がい者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの。	6 年	

	人工喉頭	電動式 70,100 円 笛式 5,000 円	喉頭摘出した音声機能障がい者	電動式：顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 施設利用者も可。	5 年	
	点字図書	本代の実費相当分	主に、情報の入手を点字によっている者	点字により作成された図書。 施設利用者も可。	—	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋 月額 8,858 円 蓄尿袋 月額 11,639 円	ストマ造設者	最大 6 ヶ月単位で支給可能とする。 ストマを 2 箇所造成した者に対しては、月額を 2 倍にして支給可能。 施設利用者も可。	—	3 歳以上

	紙おむつ等	月額 12,000 円	<p>①治療により軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストマの変形のためストマ用装具を装着できない者</p> <p>②先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある者</p> <p>③脳性麻痺等脳原性運動機能障害に起因する高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある者（概ね3歳未満に発症した脳性麻痺等により四肢体幹機能障害を有し、診断書等により必要と認められる者）</p> <p>④知的障害 A1 の者のうち、診断書等により必要と認められる者</p>	紙おむつ（尿取りパッドも含む。）又はさらし若しくはガーゼ最大 6 ヶ月単位で支給可能とする。	—	3 歳以上
	収尿器	8,500 円	常時失禁状態にある排尿機能障がいのある者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。 施設利用者可。		3 歳以上
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000 円	<p>①下肢又は体幹機能障害 3 級以上の者</p> <p>②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る) 3 級以上の者</p> <p>③難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのあ</p>	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止、移動の円滑化等のための床	1 回限り	学齢児以上

			<p>る者 (ただし、特殊便器への 取替えをする場合は上 肢機能障害 2 級以上の 者)</p>	<p>又は通路面の材質の 変更 ④引き戸等への扉の 取り替え ⑤洋式便所等への便 器の取り替え ⑥その他各号の住宅 改修に附帯して必要 となる住宅改修</p>		
--	--	--	------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(注)

- 1 難病患者とは、総合支援法で指定される対象疾患に罹患している者をいう。
- 2 使い勝手を向上させるプログラムとは、音声ワープロソフト、音声入力ソフト、音声読上ソフト、自動点訳ソフト等を指す。
- 3 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。